

○パネルディスカッション

「被害者支援のために私たちができること」

【コーディネーター】

外川 伸一 氏（山梨学院大学法学部政治行政学科・大学院社会科学研究科元教授、山梨県犯罪被害者等支援条例検討会議及び山梨県犯罪被害者等支援計画検討会議委員）

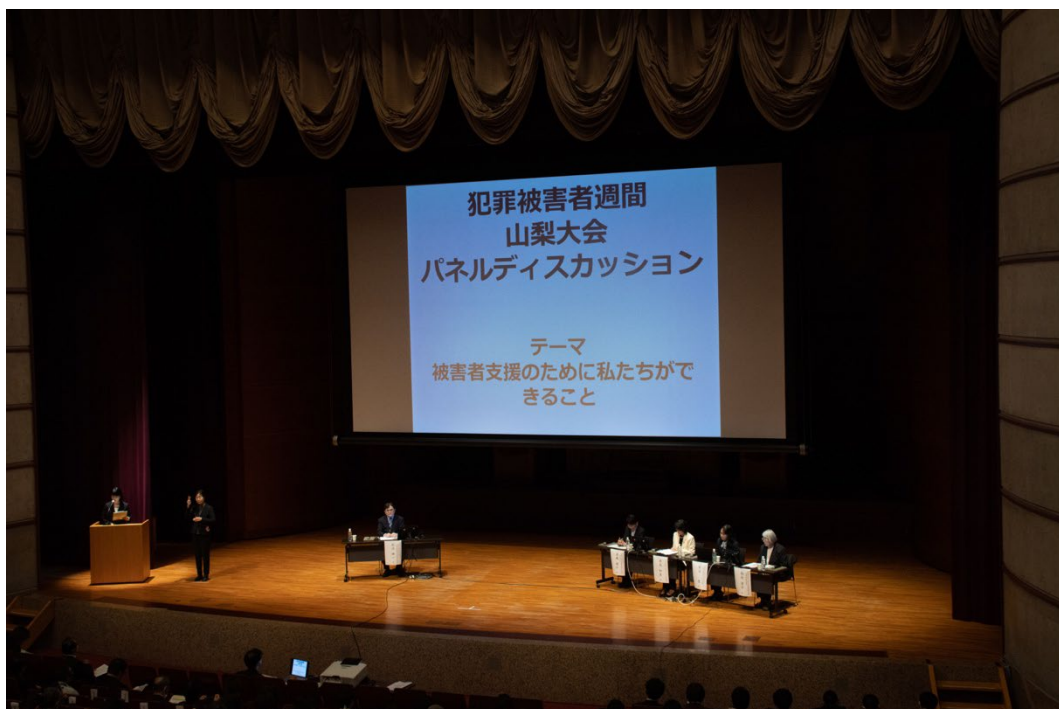
【パネリスト】

岩城 順子 氏（基調講演者）

赤池 和美 氏（（公社）被害者支援センターやまなし専務理事）

石川 恵 氏（令和4年度山梨県弁護士会会長、山梨県犯罪被害者等支援条例検討会議及び山梨県犯罪被害者等支援計画検討会議委員（座長）、（公社）被害者支援センターやまなし理事）

稲永 澄子 氏（山梨県臨床心理士会被害者支援委員会副委員長）





<外川氏>

皆さんこんにちは。本日、コーディネーターを務めさせていただきます、外川と申します。山梨学院大学法学部で行政学の講義を担当しております。よろしくお願いいたします。

それでは基調講演に続きまして、パネルディスカッションを行いたいと思います。ディスカッションの時間が60分と非常に短いため、効率よく進めていきたいと思っています。

それではまず、パネリストの皆さんに自己紹介も含めまして、現在どのような犯罪被害者支援活動をなさっているのかをお話いただくとともに、その活動で御苦労されている点等につきまして、お一人5～6分を目途にお話

いただければと思います。

まず、お席の順で岩城さんからお願いしたいと思います。岩城さんは基調講演では、犯罪被害者になられた御家族、それと御自身のお話、これらが中心だったわけでございます。そこで、基調講演ではお話できなかった、御自身の活動や御苦労をなさっている点等についてお話いただければと思います。よろしくお願いいたします。



<岩城氏>

先程お話をさせていただきました岩城です。私は現在、行政に残り、広報の役割を担っています。被害者の方の直接支援は、被害者支援センターの方をお願いしております。

大人の皆さんに犯罪被害者のことを知っていただくために講演活動をしています。教育現場でいじめや人権といった視点からも犯罪被害者の立場を理解していただくために、中学校・高等学校の生徒を対象に「いのちを考える教室」の担当をしています。平成23年度からサポートチームの役割として追加されたものです。1年にたくさんの学校で実施できないのが残念ですが、少しずつでも継続していくことが大切だと思ってやっております。

<外川氏>

ありがとうございました。

講演活動や教育の現場で活動をなさっている。このようなお話でございました。

それでは次に、赤池さん、よろしくお願いいたします。



<赤池氏>

皆様、こんにちは、公益社団法人被害者支援センターやまなしで専務理事を務めております赤池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どものセンターは、犯罪や交通事件等の被害者や、その御家族、御遺族に対する支援を行っております民間の被害者支援団体でございます。

平成 19 年 4 月から業務を開始し、全国では 43 番目のスタートと遅かったのですが、平成 23 年 4 月には公益社団法人、そして平成 24 年 11 月には山梨県公安委員会の指定を受け、「犯罪被害者等早期援助団体」となりました。また、平成 30 年 4 月からは県の委託を受けまして、「やまなし性暴力被害者サポートセンター」として、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業も行っております。

活動内容といたしましては、まずは「電話またはメールの相談」この 1 本の電話、メールから支援が始まります。「面接相談」では、必要に応じて専門家による法律相談、カウンセリングを実施しています。「直接的支援」と申しますのは、警察、検察庁、病院、市町村役場等への付添い、日常生活の支援、裁判に関する支援では、裁判への付添いや代理傍聴を行っております。被害者の方が裁判所内で加害者側の方と遭遇しないように、裁判所や検察庁に配慮を求めたり、万が一の突発事に備えたり、閉廷後のクールダウンに気配りしたりするなど、被害者が二次被害や過度の動揺に巻き込まれないように支援を行っています。このほか、「申請手続の補助」でありますとか、御遺族が安心してお話をできる場として、「自助グループの支援」も行っております。

また、当センターでは、「支援員・相談員の養成・育成」にも力を入れており、専門機関あるいは全国ネットワークが主催する研修会に積極的に参加し、知識や技能のスキルアップを継続的に図っています。

「広報啓発活動」につきましては、毎年、犯罪被害者週間、この時期に合わせまして、講演会やシンポジウム等を開催しています。昨年度は設立 15 周年記念講演会を開催し、また記念誌として、皆様のお手元にもお配りさせていただいておりますが、御遺族の手記 第 3 集を刊行いたしました。また、各種イベントや街頭キャンペーンの場では、チラシやリーフレットを配布して、県民の皆様に当センターの存在を知っていただき、被害者支援への理解を深めていただけるよう努めております。

最後に「他機関との連携」ですが、被害者の方に情報提供し、御本人の意思に基づき、専門家の方々や関係機関につなげていく「コーディネーター」としての役割を支援センターは

果たしております。岩城様の御講演の中にもお話がありましたが、当センターではスタッフの一人ひとりが関係機関と顔の見える関係づくりを大切にして連携を深めております。

次に統計の推移ですが、性暴力被害者サポートセンターの業務委託を始めました平成 30 年度以降、相談件数は年々増加し、平成 29 年度以前と比較しますと、約 3 倍～4 倍に増加しています。また、性犯罪・性暴力に関する相談は全体の 6 割以上を占めており、今年度も同様の傾向にあります。

令和 4 年度の支援活動実績は、電話相談が 814 件、メール相談が 69 件、面接相談が 107 件、直接的支援は 113 件と、過去、最高を昨年度は記録しました。相談件数の被害状況の内訳としましては、黄緑色の棒グラフが示しています性被害・性暴力に関する相談が一番多く、この傾向は全国的にも同様の状況にあります。

また、直接的支援の具体的な内容では、先程御説明をいたしました裁判関連の支援、検察庁関連の支援が多く、全体の半数以上を占めております。

年々、センターの存在を知って相談される方が増えてきている状況にありますが、昨年度山梨県が犯罪被害者支援に関する「県政モニターアンケート調査」を実施され、その中で「犯罪の被害に遭った場合、利用できる相談窓口があることを知っていますか？」と尋ねたところ、私どものセンターは 16.2%と非常に低い結果でした。実際に支援を必要としている被害者の方に、様々な支援を提供できている一方で、必ずしも県民全体に知られていない現状があると感じております。県民の皆様には被害者支援について「知っていただく」「理解していただく」ためには、どう取り組んでいったら良いのか。特に若年層への周知、啓発活動に、非常に苦心しているところでございます。

本日、会場の皆様のお手元に、リーフレット等をお配りさせていただきましたが、どうか支援の輪が広がりますよう、皆様に御協力いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

<外川氏>

ありがとうございました。

被害者支援センターやまなしの赤池さんに、現在の活動等についてお話をいただきました。お話にもありましたように、被害者支援センターやまなしでは、様々な活動を行っているわけですが、特に相談につきましては、統計にもありましたように、犯罪と言っても様々な犯罪があるわけですし、それらの被害者に個別に対応され、御相談をお受けしているというお話しでした。

また、給付金の申請ですとか、警察関連あるいは裁判関連の直接的な支援、さらには、広報啓発活動、他機関との連携による支援等、本当に様々な御支援・御活動をなさっておられると受け取りました。ありがとうございました。

それでは、次に石川さん、よろしくお願いいたします。



<石川氏>

皆さんこんにちは。弁護士の石川と申します。山梨県弁護士会・犯罪被害者支援センター委員会の委員をしております。よろしくお願いいたします。山梨県弁護士会の被害者支援活動について、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、被害者支援をする上で、入り口となりますのが法律相談であります。法律相談に関しては、「犯罪被害者支援の経験または知識のある弁護士」これを法テラスの方で「精通弁護士」という言い方をしているのですが、支援の経験と知識がある弁護士という研修要件があって、研修を受けて、名簿に登録するという形で名簿を備えている。その名簿に従って指名をして、法律相談をしていた

だけのようになっています。

法律相談をされる上で、被害に遭われた方というのは、弁護士との相性がすごく大事になってきますので、「こういう弁護士さんに相談したいんだ。」というような御希望も承っています。よく言われるのは、女性だから女性の弁護士がいいのかとか、そんな話があるのですが、必ずしもそうではなくて、中には「年嵩の男性弁護士がいいよ。」という方がいらしたり、本当に様々な部分であります。被害者支援の上では、本当に相性というものが大事だなと思っていますところでは。

また、法律相談のほか、被害者の代理人として活動することがございます。重大事件について、国費で被害者や御遺族が刑事裁判に参加することをサポートする、これは「国選被害者参加弁護士」の制度であります。

先程、基調講演の中で、「遺族の方が知らないうちに、すでに刑事事件は終わっていたんだ。」というお話があったかと思うのですが、当時、国選被害者参加弁護士の制度はなかった。今このような制度があって、刑事手続においてサポートをさせていただく。国選という名前がついている通り、被疑者・被告人には国選弁護人がつくことが多いですね。お金がないということが要件になりますけれども。それと同じように、被害者にも国選で代理人がつけられる、こういう制度があるということです。

その他の代理人活動、刑事手続以外の部分でも、先程基調講演の中でありましたが、実際に被害弁償を得るお手伝いをするということがございます。これが被害発生の直後から刑事手続終了までのサポートということで、息の長いお手伝いをさせていただくことがございます。

弁護士会としては先程支援センターの方でもございましたように、関係機関との連携ということを重視してやっております。被害者支援センターやまなし、やまなし性暴力被害者サポートセンターとの連携をさせていただいておりまして、法律相談もセンターでの法律相

談、事務所の方にいらしていただいて相談、ということもできるようになっています。

またセンターだけではなくて、県警との連携ということで、いろいろな形で問題意識の共有でありますとか、協議をさせていただくことで、私どもだけでは気付かない部分について、様々な気付きを与えていただいて、みんなで連携して被害者支援をやっていこうということをしています。

苦勞していることですが、私たち山梨県弁護士会は130人ぐらいしか会員がいないので、被害者支援の上では、マンパワーの不足にいつも悩んでおります。ただ、できるだけニーズに応えたいということで、みんなで頑張っているところです。以上でございます。

<外川氏>

ありがとうございました。

弁護士の石川さんのお話でございました。赤池さんと同様に、様々な活動を行っておられるんですね。ところで、経験・知識のある弁護士、これは「精通弁護士」と呼ばれているということですが、「精通弁護士」でないと犯罪被害に関する法律相談にのっていただけないのでしょうか。

<石川氏>

これは誤解を招いてはいけません。名簿に搭載する要件として、研修が必要になっているだけです。もちろん弁護士みな法律相談という形でお手伝いはさせていただいております。

<外川氏>

ありがとうございました。

石川さんは、弁護士ということで、法律相談、あるいは被害者の代理人としての活動、さらには、警察や被害者支援センター等関係機関との連携による支援、こうしたことを行っているというお話でございました。マンパワーが不足していることが悩みだということでしたが、これを乗り越えて頑張っておられるというお話だったと思います。

それでは最後に、稲永さん、よろしくお願いいたします。



<稲永氏>

皆さんこんにちは。山梨県臨床心理士会被害者支援委員会副委員長でカウンセリングオフィスハートフルをやっております、臨床心理士・公認心理師の稲永澄子です。山梨県警察犯罪被害者カウンセラー、被害者支援センターやまなしの犯罪被害者支援専門相談員をずっとやっております。よろしくお願いいたします。

スライドをプリントしたものを皆さんのお手元に配布しています。これからはスライドに沿っていないかもしれませんが、専門的な支援とは何かということについて、私がずっと学んできたことについてお話ししたいと思います。

被害者の心にどのようなことが起こっているのか、先程基調講演でもお話を随分沢山してくださったと思いますけれども、急性期の支援だけではなく、長い間、心にトラウマとなつて残り続けることに対して、専門的に何をやっているのかを少しお話できたらと思います。

私は30年間、甲府市にある精神科病院に心理士として勤務していましたが、2011年3月に退職した折、アメリカのボストンにあるボストントラウマセンターの見学ツアーに参加しました。そこで、トラウマ治療の実際について、当時所長だったベッセル・ヴァン・デア・コーク博士から直接講義を受け、フィンガーペインティングをしたり、体を使った集団遊びをしたり、ヨガやマインドフルネス、親子の養育支援のセッションビデオを見せてもらったり、様々なトラウマワークを体験しました。

トラウマの記憶は、生命の危機への遭遇とか性被害、こどもの頃の虐待経験等のほか、自分の体験でなくてもそれを見たり聞いたり、親しい人が体験したことであっても、人の心に大きな影響を与えて、その脅威の記憶が脳の深いところに、その時の状況、戦慄、恐怖の感情、身体感覚等と共に大容量の記憶の塊として、いつまでもたっても代謝されずに残ることが分かってきました。そして、その時と似た刺激が入ると、たちまちその脅威の記憶のネットワークが発動して、その時の戦慄と恐怖の体験が再現され続けるのです。

人は動物ですから、脅威に出くわし戦うことも逃れることもできなくなると凍り付きます。その時、人は動けず、感じられず、感覚は麻痺し、意識が遠のき、その神経ネットワークはそのまま脳に残り続けてしまうのです。

このようなトラウマ神経ネットワークを変えていく専門的なトラウマ治療法は、今ではたくさん開発されています。私もその治療法を2011年からずっと学び続けている1人ですが、専門的なケアを必要としておられる、被害を受けた多くの人々に届けることは、未だ十分にできていません。

今回のイベントを通して、多くの生きづらさを抱えて苦しんでおられる被害者の方々に、

解決方法はあるということをお伝えしたいと思います。

博士は「身体はトラウマを記憶する」という著書の中で、たくさんのトラウマセラピーを紹介されていますが、トラウマ記憶を処理しない限り、身体の中に残っているトラウマ神経ネットワーク、博士はこれを「スコア」と呼んでいます、それにつながると、またその時と同じ体験が繰り返される。つまり同じ音楽が流れるのです。

今、一番苦労しているのは、そのトラウマに関する治療法の、先程精通弁護士というお話がありましたが、心理士もまだ沢山こういうことを学んでいる人たちが、全国にはいますが、同じようなことを学んでいる人が少ないのが実情で、山梨県においても皆さんがそういうことができるような心理士、心理士会をつくっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<外川氏>

ありがとうございました。

臨床心理士会被害者支援委員会の稲永さんのお話でございました。興味深いといいますが関心があるところで、トラウマケア、これを少し具体的にお話しただけないでしょうか。

<稲永氏>

具体的なお話は、先程の基調講演で、岩城さんがお話をされたのが全てですが、やはり岩城さんの場合は息子さんの死を間近でずっと見てこられたということが多くの心の痛手になった。そのトラウマというのは心の痛手という意味です。

それが脳の中に生化学的な物質として大きな記憶として残っていて、いつまでたってもそれが処理されていかない限りは、つらい体験が続く。岩城さんは何十年かけて、人生の中で自分のお仕事をやっていく中で、それでも息子さんとのつらい記憶を処理してこられた。素晴らしいと思いますけれども、そういうのを少しでも援助できるのではないかという意味です。

<外川氏>

ありがとうございました。

4 名のパネリストの方それぞれがなさっている活動や苦労している点等につきましてお話を伺いました。

一口に被害者支援と言いましても様々な活動があるのだなと感じました。例えば、被害者支援センターやまなしの赤池さんからは、犯罪被害者の様々な相談に応じたり、あるいは警察関連・裁判関連の直接的な支援を行ったり、相談の種類等についても、統計をお示しいただき、御説明いただきました。また、犯罪被害者の方々に給付金が支給されるということがあるのですが、その申請手続の補助を行う、あるいは今日のパネルディスカッションも広報啓発活動の1つですけれども、こういった広報啓発活動も行っているというお話がありま

した。

また、弁護士の石川さんからは、犯罪被害者の方々の法律相談にのるというお話がありました。それから被害者の代理人としての活動等、法律を専門とする方特有の支援についてのお話もお伺いしました。

さらに、臨床心理士である稲永さんの方からは、トラウマケアの面での支援というお話がございました。

また、基調講演をなさっていただいた岩城さんからは、教育面からの支援というお話があったわけです。

このように、被害者支援と言っても、様々な支援があるわけですし、こうした支援が総合的に行われることによって、犯罪被害者の方々の気持ちが少しでも癒されればと思った次第でございます。ありがとうございました。

今、パネリストの皆さんに現在の活動、これをお伺いしましたので、次は、今後の犯罪被害者支援はどのようにあるべきか。今後の展望と言いましょいか、これをお話いただくとともに、本日のパネルディスカッションのテーマは、「被害者支援のために私たちができること」でありまして、ここで言う「私たち」とは、一般県民である皆さん方ということになりますので、一般県民の方々ができることは何なのか、あるいは、一般県民の方々にどのような被害者支援が期待されるのかといったことについて、お話をいただきたいと思います。

これにつきましては、時間の関係がございますので、大変申し訳ないのですが、一人5分程度でお願いしたいと思っております。それでは、先程と同じ順で岩城さんからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<岩城氏>

今後の被害者支援については、私はサポートチームにいた時に行政に所属している遺族として犯罪被害者支援に特化した条例をどの自治体にもつくってほしいという思いがありました。要請があれば、他府県に行かせていただいてお話をさせてもいただきました。あと、もう少しで犯罪被害者支援に特化した条例が全県揃うと聞いています。あとは、市町村にも行き届くように望んでいます。

そして、被害者が望む多様なニーズがスムーズに届けられるような支援体制づくりをしていただきたいと思います。京都府では、支援調整会議が先程もお話したように今年度から始まり、11月現在で5件程あったと聞いています。

被害者遺族としては、やはり一番問題が大きいと思うのは経済的なことです。そういう点について、制度をつくってほしいなという思いがあります。民事裁判で賠償金、賠償額が決定されても、加害者側が支払う保証はありません。一家を支えていた人の死亡や重度障害を受けた時の病院への支払は本当に大変です。医療費だけでなく、雑費や看病のための費用が必要だからです。それは一時的なものではなく、そこから始まるからです。

一般の方については二次被害についてですけれども、二次被害を与えてはと言葉かけを躊躇される方がありますが、その方はもう既に被害者のことを考えて気遣っておられるのではないかなと感じています。そうではなく、何も考えず、自分の価値観のまま言葉にされる方に傷つくのだと私は思っています。「こどもが死んだら私だったら生きてないわ。」と言われたことがあるのですが、生きている私はだめなのと感じてしまいました。かけられた言葉の中に、その言葉の裏の意味を受け取ってしまうように思っています。どのようにすれば良いのかなと考えた時に、相手と自分が話している内容に対して同じ場や位置に並ぶことではないかなと考えています。

例えば、「もう死にたいわ。」と言われた時、「死んではいけません、残された人が悲しみますよ。」と答えるよりも、「死にたい程つらいのね。」とその同じ場や位置に立って見ていただくのがいいかなと思っているのです。「頑張ってください。」って言われると、あなただけが頑張りなさいと聞こえました。でも、「一緒に頑張りましょう。」と言われると、私も精一杯のことをしますという意味が含まれていると思います。確かに言葉の持つ意味は大きいのですが、気持ちの方が大切だなと考えています。被害者を思う気持ちに皆さんには期待しております。そして、社会的に問題になるような悪意のある言葉や行為は絶対に避けていただきたいと思っています。以上です。

<外川氏>

ありがとうございました。

いくつかお話があったわけですが、時間の関係で1つ取り上げたいと思うのですが、岩城さんは「犯罪被害者等支援条例」、これが全ての自治体で制定されることを祈っておられるということでした。

先程の基調講演でもお話がありましたが、制度がつくられて初めて公的な支援が保障されるわけです。法律とか条例は1つの制度ということになるわけですし、こうした制度が整えられることによって公的な支援につながると、私も思います。

そのほかにもいろいろなお話があったわけですが、私に関心を持ったのは、言葉の問題です。被害者を思う気持ちで言葉をかけていただきたいということだったと思うのですが、少し前にシンガーソングライターの岡村孝子さんが急性骨髄性白血病になられました。これは犯罪とは話が違いますが、言葉の問題として、あの方は「頑張れ。」と言われるのが非常に嫌だとお話をされたことがあります。本人はすごく頑張っているわけです。すごく頑張っている本人に対して「頑張って。」というような言葉をかけるということは、このことを犯罪被害者支援に置き換えましても、その人に寄り添うことになるのかどうか、こういうことを感じました。

先程は「一緒に頑張りましょう。」、こういう言葉の方が犯罪被害者の方にはいいのだというようなお話もありました。そういった声かけとといいますか、言葉の面では、私たちはいろいろなことを学ばなければいけない、あるいはいろいろなことを考えなければいけないと、

私は感じた次第でございます。

ありがとうございました。それでは次に赤池さん、よろしくお願いいたします。

<赤池氏>

先程、1本の電話、メールから支援が始まりますと申し上げましたが、ぜひ1人で悩まずに、まずはお電話ください。スクリーンの方にも出させていただいておりますが、センターに御相談いただければと思います。相談は無料です。秘密は厳守されます。ぜひ、センターやまなしのこと、相談できる民間の団体があることを周囲の皆様に広めていただけたらと思っています。

実は、当センターが今年度、公開講座を開催しましたところ、参加されていた市町村の担当者の方から、この講義の中で二次被害について説明を聞き、被害者への言葉がけ、二次被害を意識すると、何と言ったら良いかという感想をいただきました。まさに先程岩城さんがおっしゃった通り、言葉の持つ意味は大きいですが、それよりも気持ちの方が大切だということをぜひ、お伝えさせていただきたいと思いました。寄り添う気持ちを大切にすること、県民の皆様ができる被害者支援の第一歩と思っています。ぜひ皆様のその第一歩を進めていただけることを期待しております。

昨年12月に、山梨県の犯罪被害者等支援条例が制定され、この気運の醸成が図られつつあると感じているところですが、私どものセンターといたしましても、県、市町村の御担当の皆様方とともに、この条例や、8月にできました基本計画を軸に連携を強めていきたいと考えております。

センターでは、スタッフの一人ひとりが被害者の心情に寄り添い、回復に向けて被害者とともに一緒に考えながら、ワンチームとなって連携した支援活動をさせていただいております。今後も被害者の個々のニーズに対応できるよう、民間団体としての役割をしっかりと果たすためにも、支援体制の強化、そしてセンターの支援活動を支える安定した財政基盤の構築にも努めてまいりたいと思っています。

どうか皆様のさらなる御理解、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

<外川氏>

ありがとうございました。

先程、私は言葉の問題を言っていたのですがけれども、気持ちが大切だということ等をお話いただきました。

それでは弁護士の石川さん、よろしくお願いいたします。

<石川氏>

スライドの方には犯罪被害者支援の未来ということで、こうなったらいいなということを

書かせていただいたのですけれども、弁護士会で、というより被害者支援をずっとさせていた
だいているのですけれども、私自身はどこかで被害に遭われた方が支援につながればい
いなとずっと思っています。

そのことから、やはり制度をつくって、どこかで誰かが支援につなげていただくと、こ
ういうことができたらいいなというように思っています。そのためには、各種機関が連携する
ことが必要で、それを、御遺族であったり、被害に遭われた方御自身が、「これってできる？」
「あれってできる？」と問い合わせをするのではなくて、支援をする人たちがスクラムを組
んで輪になって、つないでいけるようにしていけたらいいなと思います。

そのための根拠となるのがやはり条例だと思っています。市民生活を営む中で、何か困っ
たことがあったら、皆さん市町村の窓口にいらっしゃることが多いと思います。市民サービ
スの第一線に市町村の窓口の方は立たれているので、やはり第一線の市町村についての条
例は必須だと思います。

確かに昨年末、県条例ができて、そして8月に基本計画ができて、形というものはできま
した。ただ、それだけでは足りなくて、それをどういうように生かしていくのかというのが
今後の課題になるのだらうと思っています。

皆どうやったら支援できるのかというお話は、この言葉に尽きると私は思っていて、やは
り皆様方に関心を持っていただくこと、そして想像力です。

先程、二次被害、言葉の問題というのがトピックとして出ているのですけれども、想像力
はとても大事で、想像力を高めていくと、こういうことは良くないのだなというのは、自ら
何となく分かっているのではないかと思います。

先程、基調講演の中でも、一人ひとりが関心を持って理解を深めるというのが大事とお話
いただいて、そうだそうだと思って私も伺っていたのですけれども、皆様方には別に支援団
体に属するとか、そんなことでなくても関心と想像力というのがありさえすれば、支援につ
ながるものだというので、「こんなことが必要じゃないか。」とか、「ここにつなげてあげ
られたらいいな。」というように思っただけだったらいいなと思っています。

弁護士としての意見より、支援するものとしての意見としては、こういうことです。以上
でございます。

<外川氏>

ありがとうございました。

制度をつくって支援につなげていく、こういうことが大事ではないかというお話がありま
した。そのためには関係機関が連携していくことが重要だというお話もあったと思います。
その根拠として、条例を制定し活用していくことが必要だということでした。山梨県では、
昨年の12月に「犯罪被害者等支援条例」が制定されました。都道府県レベルでまだ条例を
制定していないところは2つか3つだったと思うのですが、そのくらいなのです。です
から、都道府県レベルですと、かなりの都道府県が「犯罪被害者等支援条例」といった形で制

度を整えていることになります。

しかし、住民に最も身近な、第一線の基礎的自治体である市町村が条例を制定するということがもっと重要ではないかというお話だったと思います。

そして皆さんが、犯罪被害者支援について関心と想像力を持っていただきたいということでした。犯罪被害に遭われた方は、どのような点に苦勞をしておられるのか、どういう点で悩んでおられるのか、そういうことについて関心を持ち、想像力を働かせる、こうしたことをまずは心がけていただきたいというお話だったかなと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後に稲永さん、よろしくお願いいたします。

<稲永氏>

今、外川先生がまとめてくださったように思いますが、先程、犯罪被害を受けた時の記憶が頭の中に残り続けているというお話をしました。被害の記憶は、その時だけのつらい出来事ではないのです。けれど、世間の人々や周りの人は、何が体の中で起きていて、ずっとその影響から抜けられないのはなぜなのか、ということが分からないので、「もう過去のことじゃないか。」とか、「いつまでそんなに落ち込んでいるのだ。」とか、いろんな言葉を何げなくかけることがあります。しかし本当は体の中では、その時と似た刺激が入った時、瞬間的にそこに戻ってしまっただけで同じ体験をしているのです。トラウマは時間がずっと止まったまま、そこから消え去ることはなく、今も被害を受けた人の心の中、頭の中にあるわけです。ですから、そういう方々への思いやりのない言葉が二次被害になるわけです。

トラウマインフォームドケアという言葉がありますが、これはトラウマというものを、どういうものか、それについて正しい知識を持つ。インフォームされているということが根本にあります。その人が長く苦しんでおられる裏にトラウマがある。トラウマ記憶があるのだということを皆さんが分かるということ、そういう認識を持つことが大事になってくる。

これを「トラウマ眼鏡をかける。」と言います。皆さんはトラウマ眼鏡をかけて被害を受けた人の心に思いを馳せていただきたいと思います。被害を受けた方、遺族がこうむる心身の痛み、大切な人を失った時の深く長く続く悲嘆、悲しみ、そのケアを十分に受けられますように、制度の充実を望みます。

性被害等の場合には、司法手続の中でその時の状況を話したり、なぜ逃げなかったのかと聞かれたりします。逃げられないようなことが起きていて、そういうようになるのだということを知っていただきたいのですが、現状ではその時の状況を事細かに記録しておくことが必要です。

そのためのプラットフォームとして「THYME」というサイトが当事者の方からリリースされています。そして、この図の三角形の一番下の段のところにいる人、これは一般人です。ここにいる人は、みんなこのトラウマ眼鏡を持って、二段目の三角形の真ん中の段にいる人は、行政や相談窓口の人たちですが、一番上の専門ケアのできる専門家に是非ともつないで

ほしいと思います。これはさっきのネットワークみんなに関わるということだと思います。最後にお知らせをさせてください。私たち臨床心理士を中心とした仲間でトラウマ専門ケアを提供できる有志のネットワーク「TTTG」を立ち上げ、11月の半ばから2度目のクラウドファンディングを行っています。そして12月2日から来年1月の第2週まで夜9時から11時まで30分無料カウンセリングを企画しています。どうかTTTGのホームページにアクセスしていただくか、LINEから友達登録していただいて、情報を得て必要な方に届きますようによろしく願いいたします。以上です。

<外川氏>

ありがとうございました。

心ない思いやりのない言葉が、被害者の方を苦しめ続けるということですね。一般の人々はトラウマ眼鏡をかけてみるのが重要だということです。心理的な立場から大変有益なお話をいただきました。

さて、犯罪被害者の方々に対する支援は、各パネリストからもお話がありましたように非常に多岐にわたる総合的なものですので、私は、それらをまとめる能力を持ち合わせておりません。私からは、最後に、本日のテーマでもあります、一般県民の方々が行うことができる被害者支援につきまして、パネリストの御発言も踏まえながら、3点にまとめて述べさせていただきます。

第1は、パネリストの方からお話がありましたけれども、まずは犯罪被害の現状ですとか、あるいは犯罪被害者の方々への支援の実態について、関心を持っていただきたいということです。石川先生が関心と想像力ということをおっしゃったと思うのですが、本日の基調講演とパネルディスカッションがその端緒になればと考えております。

第2は、その上で警察とか行政、あるいは被害者支援団体等が行っている取組を知っていただき、そうした取組について十分に御理解をいただきたいということです。そして、制度の重要性ということで条例の話が出たわけですが、国の「犯罪被害者等基本法」、あるいは「基本計画」、さらに、昨年12月に制定されました山梨県の「犯罪被害者等支援条例」、それから「支援計画」にぜひとも目を通していただきたい、できれば熟読していただき、そこに記載されていることで自らが関われることは何だろうかと考えていただきたいと思います。

第3に、そうした考えの結果として、自らができる支援に積極的に取り組んでいただきたいと思います。1つは、行政に積極的に協力する。行政だけではありません。先程言った支援団体とか警察とかありますけれども、それらの活動に協力することも大事です。その際、犯罪被害者の方々の名誉、あるいは生活の平穏、こういうことに十分に配慮する気持ちを忘れないでいただきたいと思います。これは言葉の問題や思いやりの問題にも関係してくると思っております。特に最近では、SNS等による誹謗中傷によって二次被害が毎日のように起こっています。二次被害を起こすことがないよう、十分に注意していただきたいと思い

ます。

犯罪被害者支援は、被害者の基本的人権の保障につながるものです。その責務は基本的には国、あるいは地方自治体にあると思うのですが、そうした国や地方自治体の支援も県民一人ひとりの理解と協力がなければ、十分な効果を発揮することはできません。

皆さんには、今私が言いましたことを実践されるようお願いしまして、犯罪被害者の方々がより良い暮らしができるように、是非とも御支援をいただきたいと思います。先程の基調講演の中で、被害者支援の本質は、被害者が本来の力を取り戻すための支援であるべきだ、このようなことを岩城さんがおっしゃっておいりました。私もそのように思います。したがって、被害者の方々が本来の力を取り戻すことができるような支援を県民一人ひとりの方々に心がけていただきたいと思います。大変短い時間だったわけですが、本日のパネルディスカッションを閉じさせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。パネリストの皆さんもありがとうございました。